

公益財団法人東京三商会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京三商会定款（以下「定款」という。）第13条第2項及び第27条第2項の規定に基づき、公益財団法人東京三商会の評議員及び定款第21条第1項において定める役員（以下「役員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 評議員又は役員（常勤の役員を除く。）が、この法人の評議員会及び理事会に出席したとき又はこの法人の活動に参加した時（委員会活動等参加者を含む）の費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償の額は、一律に2,000円とする。但し、2,000円を超える人には実費とする。

(支給方法)

第3条 支給は年度末に実施する。

(委任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。